

議案第6号

町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の共同設置に関する規約を変更する協議について

町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の共同設置に関する規約の一部を次のとおり変更する協議をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年3月11日

三朝町長 吉田秀光

平成17年3月11日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の共同設置に関する規約の一部を改正する規約

町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の共同設置に関する規約（昭和43年告示第1号）の一部を次のように改正する。

別表東伯郡の項中「、関金町」を削り、「倉吉市関金町国民宿舎企業団」を削る。

附 則

この規約は、平成17年3月22日から施行する。